

『平成 31 年度愛知労働局会計検査院受検による労災診療費査定について』

(平成 30 年度労災診療費請求分)

※令和 2 年 2 月に行われました会計検査院による愛知労働局の労災診療費に係る受検結果については下記の内容のとおりでしたので、今後の労災診療費請求の参考として下さい。

項 目	査 定 理 由
難治性骨折超音波治療法(一連につき)	○「K047-2」難治性骨折超音波治療法について、健保点数表によれば、「なお、算定に際しては、当該治療の実施予定期間及び頻度について患者に対して指導した上で、当該指導内容を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。」こととなっているが、記載がないため算定不可。
超音波骨折治療法 (一連につき)	<p>① 「K047-3」超音波骨折治療法について、健保点数表によれば、(1)「なお、やむを得ない理由により 3 週間を超えて当該超音波骨折治療法を開始した場合にあっては、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を詳細に記載する。」こととなっているが、記載がないため算定不可。</p> <p>② 「K047-3」超音波骨折治療法について、健保点数表によれば、(2)「なお、算定に際しては、当該治療の実施予定期間及び頻度について患者に対して指導した上で、当該指導内容を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。」こととなっているが、記載がないため算定不可。</p> <p>なお、①の記載があっても、②の記載がなければ算定不可。</p> <p>注：骨折観血的手術等の場合の 3 週間以内は、初診日ではなく手術日から 3 週間以内で算定可です。</p>
運動器リハビリテーション料	○ 運動器リハビリテーション料等について、平成 30 年 4 月健保点数表によれば、「実施に当たっては、医師は定期的な機能検査等をもとに、その効果判定を行い、リハビリテーション実施計画書を作成する必要がある。また、リハビリテーション開始時及びその後 3 か月に 1 回以上患者に対して当該リハビリテーション実施計画の内容を説明し、診療録にその要点を記載する。」とあるが、リハビリテーション実施計画書による本人・家族への説明日前に行っているリハビリが

	<p>あるので、当該リハビリテーション料は算定不可。</p> <p>注；なお、運動器リハビリテーション料等については、令和2年4月健保点数表によれば、「リハビリテーション開始後原則として7日以内、遅くとも14日以内に作成する必要がある。また、リハビリテーション実施計画書の作成時及びその後3か月に1回以上、患者又は家族等に対して当該リハビリテーション実施計画書の内容を説明の上交付するとともにその写しを診療録に添付する。なお、リハビリテーション実施計画書の作成前に当該リハビリテーションを実施する場合は、医師が自ら実施する場合又は実施するリハビリテーションについて医師の具体的指示があった場合に限り、当該リハビリテーション料を算定できる。」とあり、令和2年4月以降については算定方法が変更となっている。</p>
救急医療管理加算と ハイケアユニット入院医療管理料	<p>○救急医療管理加算について、労災診療費算定マニュアルによれば、「健保点数表における『救急医療管理加算』、『特定入院料』とは重複して算定できません。」とあるが、重複して算定しているため算定不可。</p> <p>※令和2年8月労災医療早わかり P34 参照</p>
救急医療管理加算と救命救急入院料	<p>○救急医療管理加算について、労災診療費算定マニュアルによれば、「健保点数表における『救急医療管理加算』、『特定入院料』とは重複して算定できません。」とあるが、重複して算定しているため算定不可。</p> <p>※令和2年8月労災医療早わかり P34 参照</p>
再診時療養指導管理料と 特定疾患療養管理料	<p>○再診時療養指導管理料と特定疾患療養管理料は、同月に重複算定できないので、算定不可。</p> <p>なお、いずれかの（少ない）全額が、同月において算定不可。</p> <p>※令和2年8月労災医療早わかり P37、P64 参照</p>
再診時療養指導管理料と てんかん指導料	<p>○再診時療養指導管理料とてんかん指導料は、同月に重複算定できないので、算定不可。</p> <p>なお、いずれかの（少ない）全額が、同月において算定不可。</p> <p>※令和2年8月労災医療早わかり P37、P64 参照</p>